公益財団法人成田空港周辺地域共生財団資金造成及び運用に関する規程

第１章　総　則

（目的）

第１条　この規程は、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団（以下「この法人」という。）の財産の造成及び管理・運用について、定款第７条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　管理運営総経費

各事業年度における事業活動支出計の額に千葉県（以下「県」という。）又は成田市、富里市、山武市、芝山町、多古町及び横芝光町（以下「関係市町」という。）がこの法人に派遣した職員の当該事業年度における給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のうち、県又は関係市町がそれぞれ直接支給した額（以下「直接支給額」という。）及び投資活動支出のうち固定資産取得支出の額を加えた額から、次号の助成金の額及び成田国際空港航空機騒音測定事業に関する覚書（以下、「覚書」とする。）第２条に規定する経費を除いた額をいう。

(2)　助成金

各事業年度における事業活動支出の事業費のうち、定款第４条第１号に掲げる民家防音工事助成事業に要した助成金支出の額をいう。

(3)　寄附金等の概算額及び確定額

寄附金等は、この法人の事業に必要な資金として、県、関係市町及び成田国際空港株式会社（以下「空港会社」という。）（以下、県、関係市町、空港会社を総称して「構成団体」という。）からこの法人へ拠出される寄附金及び出捐金をいうものとし、概算額及び確定額に区分される。

(4)　実施年度

この法人が事業を実施する年度をいう。

(5)　出捐年度

実施年度の次年度をいう。

第２章　資金の造成

（寄附金等の概算額の算定方法等）

第３条　寄附金等の概算額は、実施年度における管理運営総経費の見込額及び助成金の合計見込額から事業活動収入計（負担金収入のうち覚書第３条第１項に規定する額及び受取寄附金を除く。）の見込額を控除して得た額（以下「事業見込額」という。）とし、構成団体は、事業見込額に基づき、毎年度、寄附金等の概算額の出捐を行うものとする。

（寄附金等の確定額の算定方法）

第３条の２　寄附金等の確定額は、実施年度におけるこの法人の管理運営総経費及び助成金の合計額から事業活動収入計（負担金収入のうち覚書第３条第１項に規定する額及び受取寄附金を除く。）の額を控除して得た額（以下「事業実績額」という。）とし、この法人は事業実績額に基づき、毎年度、寄附金等の確定額を算定するものとする。

（各構成団体の寄附金等の概算額）

第４条　各構成団体の寄附金等の概算額は、事業見込額を実施年度の直近過去２年の決算に基づく事業実績額の各構成団体の負担割合の平均を乗じて得た額とする。

（各構成団体の寄附金等の確定額）

第４条の２　各構成団体における寄附金等の確定額は、次表記載の区分に掲げる額ごとに割合を乗じて得た額の合計額とする。

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>構成団体</th><th>割合</th></tr>
<tr><td rowspan="3">(1)</td><td rowspan="3">民家防音工事助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第２条第１項第１号から第６号及び第１０号に定める民家防音工事（以下「防音工事等」という。）に要した助成金の額</td><td>空港会社</td><td>2分の1</td></tr>
<tr><td>県</td><td>4分の1</td></tr>
<tr><td>関係市町</td><td>4分の1</td></tr>
<tr><td rowspan="3">(2)</td><td rowspan="3">要綱第２条第１項第７号に定める防音サッシ本体交換工事（以下「本体　交換工事」という。）、並びに要綱第２条第１項第９号に定める内窓設置工事(以下｢内窓設置工事｣という。)のうち、Ａ滑走路とＢ滑走路に係る防止地区に挟まれた谷間地域及びＡ滑走路とＣ滑走路に係る防止地区に挟まれた谷間地域（以下、「内窓谷間地域」という。）及びＡ滑走路西側の防</td><td>空港会社</td><td>8分の7</td></tr>
<tr><td>県</td><td>16分の1</td></tr>
<tr><td>関係市町</td><td>16分の1</td></tr>
</table>

	止地区を除く昭和５４年７月１０日告示時点における騒防法第１種区域(以下「Ｂ工法区域」という。）を対象とする工事に要した助成金の額		
(3)	要綱第２条第１項第８号に定める拡充工事（以下「拡充工事」という。）に要した助成金の額	空港会社	2分の1
		県	4分の1
		関係市町	4分の1
(4)	内窓設置工事うち、防止地区を対象とする工事に要した助成金の額	空港会社	10分の10
(5)	(1)から(4)の助成金の額並びに(6)及び(7)の管理的経費を除いた事業実績額	空港会社	2分の1
		県	4分の1
		関係市町	4分の1
(6)	拡充工事に係る管理的経費（事業実績額のうち、拡充工事に係る額から拡充工事に要した助成金の額を除いた額） なお、額の算定は別表１による。	関係市町	10分の10
(7)	内窓設置工事に係る管理的経費（事業実績額のうち、内窓設置工事に係る額から内窓設置工事に要した助成金の額を除いた額） なお、額の算定は別表２による。	空港会社	10分の10

２　前項にかかわらず、県に係る寄附金等の確定額は、前項の規定による額を県の直接支給額との合算後の額とみなして算定する。

（各関係市町の寄附金等の確定額の算定方法）

第５条　前条第１項の規定による関係市町の寄附金等の確定額に関し、各関係市町の寄附金等の確定額は、次の各号に掲げる方法により、算定するものとする。

(1)　均等割　　前条第１項表区分欄(5)により算定した関係市町の寄附金等の確定額に10分の１を乗じて得た額（直近５カ年の平均額を万単位で四捨五入した額とし、５年毎に再計算を行うものとする。）については、関係市町で均等に負担する。

(2)　実績割　　関係市町の寄附金等の確定額のうち、前号の均等割の総額を控除した額については、実施年度における助成金の市町別交付実績額により次表のとおり按分し、負担する。

区　分	按 分 方 法
①　前条第１項表区分欄（１）に係る寄附金等の確定額	防音工事等に係る市町別交付実績額により按分
②　前条第１項表区分欄（２）に係る寄附金等の確定額	本体交換工事並びに内窓設置工事のうち内窓谷間地域及びＢ工法区域を対象とした工事に係る市町別交付実績額により按分
③　前条第１項表区分欄（３）に係る寄附金等の確定額	拡充工事に係る市町別交付実績額により按分
④　前条第１項表区分欄（５）に係る寄附金等の確定額	防音工事等及び本体交換工事に係る市町別交付実績額により按分
⑤　前条第１項表区分欄（６）に係る寄附金等の確定額	別表１に基づき算定した額を拡充工事に係る市町別交付実績額により按分

２　前項にかかわらず、この法人に職員を派遣した各関係市町に係る寄附金等の確定額は、前項の規定による額を当該関係市町の直接支給額との合算後の額とみなして算定する。

（各構成団体の寄附金等の概算額と確定額の差額の清算）

第５条の２　第４条で算定された各構成団体の寄附金等の概算額と、第４条の２及び第５条で算定された各構成団体の寄附金等の確定額との差額は、次年度の寄附金等の概算額と清算するものとする。

（端数計算）

第６条　第４条第１項、第４条の２第２項及び第５条第１項第２号の規定によりそれぞれ計算した構成団体の寄附金等の概算額及び確定額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（寄附金等の確定額の算定における特例）

第６条の２　「民家防音工事助成事業の実施にあたっての運用方針　９」の規定に基づき、この法人に助成金相当額（ただし、要綱第２条第１項第１号から第４号、第６号及び第１０号に規定する空気調和機器の設置等に係る助成金に限る。）が返納された場合は、第４条の２第１項及び第５条第１項の規定により計算した構成団体の寄付金

等の確定額から、当該助成金相当額に次表記載の割合を乗じて得た額を控除するものとする。

構成団体	割合
空港会社	2分の1
県	4分の1
関係市町のうち、当該助成に係る出捐をした市町	4分の1

（寄附金等の概算額の通知）

第７条　寄付金等の概算額は、実施年度の８月末日までに理事長が各構成団体へ別記第１号様式により通知するものとする。

（寄附金等の確定額の通知）

第７条の２　寄付金等の確定額は、実施年度の次年度の６月末日までに理事長が各構成団体へ別記第２号様式により通知するものとする。

（寄附金等の要請）

第８条　理事長は、前２条による通知後、出捐年度の４月末日までに第３条から第６条の規定に基づき算定した寄附金等の概算額を別記第３号様式により各構成団体への出捐の要請を行うものとし、各構成団体はこれを受領後、原則として６０日以内に支払うものとする。

（寄附金等の使途）

第９条　構成団体からの寄附金等は、定款第４条に定める公益目的事業に使用するほか、この法人の運営上必要な範囲で管理費に使用することができる。

（寄附金等の出捐開始時期）

第１０条　第８条の規定に基づく寄附金等の出捐については、令和５年度の寄附金等の概算額に基づき、令和６年度から開始する。

第３章　資金の運用

（資金区分）

第１１条　運用の対象とする資金の区分は、次のとおりとする。

(1)　定款第５条に定める基本財産（以下「基本財産」という。）

(2)　基本財産以外の財産（以下「運用財産」という。）

（基本方針）

第１２条　基本財産は、元本保証が確実な方法で管理する。

２　運用財産は、元本保証の確実性が高く、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で運用するように努めるものとする。

（運用対象）

第１３条　運用対象は、資金の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。

(1)　基本財産

ア 国債

イ 地方債

ウ 政府保証債

エ 元本保証の金銭の信託

オ 金融機関への預金

(2)　運用財産

ア 国債

イ 地方債

ウ 政府保証債

エ 元本保証の金銭の信託

オ 金融機関への預金

カ その他、理事長が特に必要と認めたもの

（運用方針）

第１４条　資金の運用方針及び前条に定める運用対象の選定基準については、理事会の決議を経て別に定める。

（理事会への報告）

第１５条　資金運用の経過及び結果について少なくとも年１回、その他必要に応じて事務局から理事会へ報告をするものとする。

（資金運用責任者の指名）
第１６条　理事長は、事務局の中から資金運用責任者を指名する。

（資金運用責任者の職務）
第１７条　資金運用責任者は、各期の資金運用計画を策定し、理事長の承認を受けなければならない。
２　資金運用責任者は、資金運用の補助者として資金運用担当者を指名することができる。

（運用手続）
第１８条　資金運用責任者は、運用に当たり、理事会の定める運用方針及び選定基準に従って、資金を運用しなければならない。

（委任）
第１９条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は理事長が定める。

第４章　雑　則
（改廃）
第２０条　この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附　則
（施行期日）
１　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号）第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
（経過措置）
２　ただし、この規程の施行日の前日までの期間については、この規程中「定款」とあるのは「財団法人成田空港周辺地域共生財団寄附行為」と、「民家防音工事助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第２条第２項第７号に定める防音サッシ本体交換工事に係る助成金の額」とあるのは「財団法人成田空港周辺地域共生財団サッシ部品交換助成工事事業実施要領（以下「旧要領」という。）別表２及び３に係る助成金の額」と、「要綱第２条第２項第１号から第６号までの工事に係る市町別交付実績額」

とあるのは「財団法人成田空港周辺地域共生財団民家防音工事助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第２条第２項第１号から第６号（ただし、旧要領別表１に係るものに限る。）までの工事に係る市町別交付実績額」と、「要綱第２条第２項第１号から第７号までの工事に係る市町別交付実績額」とあるのは「旧要綱第２条第２項第１号から第６号までの工事に係る市町別交付実績額」と読み替える。

３　平成２５年度分の寄附金等の額の通知の時期については、第７条の規定にかかわらず、理事長はこの規程施行後３０日以内に、各構成団体へ別記第１号様式により通知するものとする。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成２５年７月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成３０年１０月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成３１年３月１８日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

（令和５年度の寄附金等の特例）

２　令和５年度における寄付金等の算定においては、平成２８年度から令和２年度の各年度において第４条第１項及び第５条第１項の規定により計算した構成団体の寄付金等の額から、平成２６年度から平成３０年度における覚書第２条に規定する経費と覚書第３条第１項に規定する負担総額からこの法人が所有する航空機騒音データ処理システムに係る小規模修繕用として各年度に積み立てた１００万円を除いた額との差額に次表記載の割合を乗じて得た額の合計額を控除するものとする。

構成団体	割合	関係市町における案分方法
空港会社	2分の1	
県	4分の1	
関係市町	4分の1	平成２８年度から令和２年度の各年度における寄付金等において関係市町がそれぞれ負担した割合

３　前項の規定は、令和５年度における寄付金等の算定にのみ適用し、令和４年度及び令和６年度以降の寄附金等の算定については、なお従前の例によるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

（令和４年度事業実績に基づく出捐金）

２　令和４年度事業実績に基づき算定され、令和５年６月３０日付け　財成空共第１１１号で通知した、いわゆる２年後清算方式による令和６年度の寄附金等については、従前どおり令和６年４月に出捐の要請を行うものとし、各構成団体はこれを受領後、原則として６０日以内に支払うものとする。

（令和５年度の事業見込額に基づく寄附金等の特例）

３　令和５年度の事業見込額に基づく寄附金等は、「公益財団法人成田空港周辺地域共生財団への出捐方法及び時期等に関する確認書」に　基づき、令和６年度及び令和７年度に分割して出捐の要請を行うものとし、令和６年度は次表の額とする。なお、空港会社は、同社が　　１００％を負担する内窓設置工事に係る事

業費分を、令和６年度に　全額、出捐の要請を行うものとする。

構成団体	出捐額(円)
成田市	23,520,000
富里市	332,000
山武市	8,023,000
多古町	4,255,000
芝山町	10,554,000
横芝光町	60,663,000
千葉県	93,160,000
成田国際空港株式会社	418,838,000

４　前項の残額は、令和５年度の決算に基づき算定した寄付金等の確定額と清算し、令和７年度に出捐の要請を行うものとする。

別表１（第４条第１項区分欄(6)関係及び第５条第１項第２号表区分欄⑤関係）

拡充工事に係る管理的経費の計算

管理的経費は、次に掲げる１及び２の合計額とする。

１　按分しない経費

拡充工事を実施するために特別に要した人件費等の直接的な経費の額

２　按分する経費

次の算定方法に基づいて計算した額

ア　県及び関係市町の直接支給額を事業活動支出の事業費及び管理費の相当する科目に区分して加算する。

イ　上記アにより県及び関係市町の直接支給額を加算した事業費のうち、民家防音工事助成事業費の額から助成金の額、上記１の額及び内窓設置工事を実施するために特別に要した人件費等の直接的な経費の額を除く。

ウ　上記アにより県及び関係市町の直接支給額を加算した管理費と上記イにより算出した額のうち民家防音工事助成事業費の給料手当、福利厚生費及び賃借料について、科目毎に、この法人の役職員の民家防音工事助成事業に係る業務従事割合をそれぞれ乗じる。なお、１円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。

エ　上記イにより算出した額のうち民家防音工事助成事業費の給料手当、福利厚生費及び賃借料以外の科目にかかる経費の額と、上記ウにより算出した額とを合算した上で、次の割合を乗じて算定する。なお、１円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。

（割合の計算）

基準年度における拡充工事の確定件数÷基準年度における民家防音工事助成事業の確定件数の計（防音サッシ部品交換工事の確定件数は除く）×１００〔%〕　※小数点第１位四捨五入

別表２（第４条第１項区分欄(7)関係）

内窓設置工事に係る管理的経費の計算

管理的経費は、次に掲げる１及び２の合計額とする。

１　按分しない経費

内窓設置工事を実施するために特別に要した人件費等の直接的な経費の額

２　按分する経費

次の算定方法に基づいて計算した額

ア　県及び関係市町の直接支給額を事業活動支出の事業費及び管理費の相当する科目に区分して加算する。

イ　上記アにより県及び関係市町の直接支給額を加算した事業費のうち、民家防音工事助成事業費の額から助成金の額、上記１の額及び拡充工事を実施するために特別に要した人件費等の直接的な経費の額を除く。

ウ　上記アにより県及び関係市町の直接支給額を加算した管理費と上記イにより算出した額のうち民家防音工事助成事業費の給料手当、福利厚生費及び賃借料について、科目毎に、この法人の役職員の民家防音工事助成事業に係る業務従事割合をそれぞれ乗じる。なお、１円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。

エ　上記イにより算出した額のうち民家防音工事助成事業費の給料手当、福利厚生費及び賃借料以外の科目にかかる経費の額と、上記ウにより算出した額とを合算した上で、次の割合を乗じて算定する。なお、１円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。

(割合の計算)

基準年度における内窓設置工事の確定件数÷基準年度における民家防音工事助成事業の確定件数の計（防音サッシ部品交換工事の確定件数は除く）×１００〔%〕　※小数点第１位四捨五入

別記第１号様式

（文書番号）
年　　月　　日

（団体の長　　）　　様

公益財団法人　成田空港周辺地域共生財団
理事長　　印

年度概算寄附金等の額について（通知）

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団資金造成及び運用に関する規程第７条の規定により、当財団へ出捐していただく寄附金等の概算額について下記のとおり通知します。

記

金　　円

（内訳）
１．実施年度の寄付金等の概算額　　円
２．実施年度の決算に基づく寄附金等の確定額　　円
３．１と２の差額（１－２）　　円
４．１の次年度の寄付金等の概算額　　円
５．３と４の清算額（今回の額）　　円

別記第２号様式

（文書番号）
年　　月　　日

（団体の長　　）　　様

公益財団法人　成田空港周辺地域共生財団
理事長　　印

年度寄附金等の確定額について（通知）

公益財団法人成田空港周辺地域共生財団資金造成及び運用に関する規程第７条の２の規定により、〇〇〇年度分の寄附金等の確定額について下記のとおり通知します。

記

団体名

区　　分		金　　額
規程第４条の区分（１）に基づく額（防音工事等）		円
規程第４条の区分（２）に基づく額（本体交換工事等）		円
規程第４条の区分（３）に基づく額（拡充工事）		円
規程第４条の区分（４）に基づく額（内窓設置工事）		円
小　　計		円
規程第４条の区分（５）に基づく額	均等割	円
	実績割	円
小　　計		円
規程第４条の区分（６）に基づく額（拡充工事）		円
規程第４条の区分（７）に基づく額（内窓設置工事）		円
合　　計		円
派遣職員への直接支給額		△　　円
〇〇〇年度分の寄附金等の確定額		円

別記第３号様式

（文書番号）
年　　月　　日

（団体の長　　）　　様

公益財団法人　成田空港周辺地域共生財団
理事長　　印

年度寄附金等の出捐について（依頼）

年　月　日付け（文書番号）で通知した　　年度寄附金等の額について、公益財団法人成田空港周辺地域共生財団資金造成及び運用に関する規程第８条の規定により、下記のとおり出捐方お願い致します。

記

金　　円

（参考内訳）

１．実施年度の寄付金等の概算額	円
２．実施年度の決算に基づく寄附金等の確定額	円
３．１と２の差額（１－２）	円
４．１の次年度の寄付金等の概算額	円
５．３と４の清算額（今回の額）	円